

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(平成21年度の概要)

(1) 耕作放棄地再生利用交付金

- 再生利用活動(貸借等により耕作放棄地を再生する取組)
- ・再生作業(障害物の除去、深耕、整地など)に対する支援
荒廃の程度に応じ、3万円/10a又は、5万円/10a(取組初年度)
- 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合 補助率1/2等
- ・土壌改良に対する支援 2.5万円/10a(最大2年間)
- ・営農定着に対する支援 2.5万円/10a(1年間)
- 施設等の補完整備(補助率1/2等)
- 用排水施設、鳥獣被外防止施設、直売所、加工施設、市民農園
- 農業用機械・農業用施設等の整備
- 耕作放棄地活用就農支援(定額 10/10)
- 就農希望者研修、経営相談・指導、実証ほ、加工品施策、試験販売等

↓
1協議会 20万円

(2) 耕作放棄地再生利用推進交付金

- 都道府県協議会推進事業
- 地域協議会に対する助言、指導等
- 地域協議会推進事業(定額)
- 荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、導入作物・販路の検討、営農開始後のフォローアップ等
- ・**実施期間:平成21~25年度**
- ・**実施主体**
地域耕作放棄地対策協議会
都道府県耕作放棄地対策協議会

この補助金を利用するには、



<前提条件>

- ・ 地域耕作放棄地対策協議会が設立されていること
- ・ 地域耕作放棄地対策協議会が再生利用活動や耕作者の確保(見込みを含む)等に係る計画(耕作放棄地再生利用実施計画)を定めていること。
- ・ 所有者に代わり耕作するものが確保され(見込みを含む)再生利用活動の取組初年度から5年間以上の耕作が見込まれること。(賃貸借、使用貸借、所有権移転、農作業受委託等)

<対象農地>

農振農用地区域内の農地であること。(市民農園、教育ファームについては、この限りでない)
作物の栽培を行うにあたり「再生作業(障害物除去・深耕・整地等)」に一定以上の労力と費用を必要とすること
「施設等保管整備」の受益地とすることができる農地は、 の農地とその周辺の農地

地域耕作放棄地対策協議会メンバー

- 市
- 農業委員会 ・既存の担い手協議会や水田耕作協議会の改編
- 農業公社 ・市町村の協議会などでもこのメンバーで構成されて
- 農業協同組合 いるようなものがあれば、改編での対応は可。
- 土地改良区
- 必要に応じて
- 普及指導センター、農業共済組合、担い手農家、消費者団体、商工会関係者等

県内他市の状況 H21.5.29

協議会設立	1
調整・準備中	20
今後検討	12



- ・ 小田原市・南足柄市・・・協議会設立・準備
- ・ 湘南地域(平塚・大磯・二宮)・・・担い手協を改編
- ・ 藤沢・茅ヶ崎・綾瀬・・・担い手協を改編
- ・ **横浜・川崎は、協議会を設置しない。**

耕作放棄地再生利用緊急交付金のメリット・デメリット

- ・耕作放棄地解消直接の支援
- ・対象経費に農業者自身の作業代も含めることができる(汗代も出せる)
- ・既存の協議会の改編で協議会は、設置できる。
- ・耕作放棄地所有者の意向が確認できていない
- × 時期に協議会を立ち上げる必要があるのか。
- ・耕作放棄地にしておけば、交付金で畑にもどしてもらえるのか。(農業者の不公平感)
- ・5年間の計画、営農の継続を続けなければならない。
- ・協議会の事務は誰がどのように行うのか。